

令和3年5月10日

法務省民事局参事官室御中

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

東京弁護士会 会長 矢吹 公敏

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

目次

第1 総論.....	4
1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合.....	4
2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式.....	6
3 訴訟記録の電子化.....	7
第2 訴えの提起, 準備書面の提出.....	8
第3 送達.....	8
1 システム送達.....	8
2 公示送達.....	10
第4 送付.....	10
1 当事者の相手方に対する直接の送付.....	10
2 裁判所の当事者等に対する送付.....	11
3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実.....	11
第5 口頭弁論.....	12
1 ウェブ会議を用いて行う口頭弁論の期日における手続.....	12
2 無断での写真撮影等の禁止.....	12
3 口頭弁論の公開に関する規律の維持.....	13

4	準備書面等の提出の促し.....	13
第6	新たな訴訟手続.....	13
第7	争点整理手続等.....	15
1	弁論準備手続.....	15
2	書面による準備手続.....	15
3	準備的口頭弁論.....	16
4	争点整理手続の在り方.....	16
5	進行協議.....	17
6	審尋.....	17
7	専門委員制度.....	17
第8	書証.....	17
1	電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べの手続.....	17
2	電磁的記録の書証に準じる証拠調べの申出としての提出.....	18
3	インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付.....	18
4	インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出.....	18
第9	証人尋問等.....	19
1	証人尋問等.....	19
2	通訳人.....	19
3	参考人等の審尋.....	20
第10	その他の証拠調べ手続.....	20
1	鑑定.....	20
2	検証.....	21
3	裁判所外における証拠調べ.....	21
第11	訴訟の終了.....	21
1	判決.....	21
2	和解.....	22

第 12	訴訟記録の閲覧等	23
1	裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等	23
2	裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製.....	24
3	インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求.....	25
4	閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務	25
第 13	土地管轄.....	26
第 14	上訴、再審、手形・小切手訴訟.....	26
第 15	簡易裁判所の手続	26
第 16	手数料の電子納付	26
1	インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化. 26	
2	郵便費用の手数料への一本化	27
3	書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法.....	27
4	民事裁判手続の IT 化に伴う訴訟費用の範囲の整理等	27
第 17	IT 化に伴う書記官事務の見直し	28
第 18	障がい者に対する手続上の配慮.....	29

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

【意見】

1 (注1) の考え方に賛成する。

丙案、乙案、甲案を段階的に実現していくべきである。なお、甲案の実施については、国民におけるITの浸透、裁判所のシステムの利用環境の整備のほか、充実した本人サポート体制の確立が不可欠の前提であり、この点に関する国民的合意を踏まえて行われるべきである。

(理由)

(1) オンライン申立ての必要性

裁判手続等のIT化の内容は、以下の3つの要素から構成されていると考えられる。

- ① 訴状、答弁書、準備書面等の裁判書類及び証拠を電子情報でオンライン提出するe提出(e-Filing)
- ② 口頭弁論期日、弁論準備手続期日などの裁判手続を当事者等の裁判所への出頭に換えてテレビ会議やウェブ会議を活用して実施するe法廷(e-Court)
- ③ 裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできるe事件管理(e-Case Management)

裁判手続等のIT化によって、実現される訴訟手続の利便性の主たるものは、訴訟資料を電子情報とすることによって、紙媒体の書面、証拠を準備し、持参または郵送する費用、時間、労力を削減でき、訴訟資料へのアクセスが容易になり、また、管理コストも軽減されるというものである。

このような訴訟手続の利便性を実現するためには、e-Filing及びこれを前提としたe-Case Managementが不可欠である。したがって、裁判手続のIT化による利便性を十分に享受するには、民事訴訟の全ての当事者がオンライン申立てをすることが望ましく、最終的にはオンライン申立てに一本化される必要がある。

(2) すぐにオンライン申立てに一本化することができない事情

市民による申立ても含め、オンライン申立てに一本化するには、オンライン申立て等のための利用しやすい事件管理システムの確立、これを前提とした本人訴訟サポート体制の構築が必要とされる。しかし、現状、これらがどのような内容で、どのように実現できるかは明らかになっていない。そのため、すぐにオンライン申立てに一本化できる状況にはない

(3) オンライン申立ての段階的実現

(1)(2)の事情から、最終的にはオンライン申立てに一本化される必要があるが、他方、現状は、これをすぐに実現することはできないので、段階的に実現していくべきなのである。具体的には、(1)の考え方が示すとおり、まず、民事訴訟法第130条の10の最高裁判所規則を定めて利用者がインターネットを用いた申立て等と書面等による申立て等を自由に選択できるようにすべきである。

また、法改正に際しては、段階的実現が拙速に陥らないよう十分な配慮が行われる必要がある。とりわけ、甲案の実施については、国民におけるITの浸透、裁判所のシステムの利用環境の整備のほか、充実した本人サポート体制の確立が不可欠の前提であり、この点に関する国民的合意をふまえて行われる必要がある。

2 (注2)に賛成する。

(理由)

一旦、インターネットを用いた申立て等の訴訟活動を行っている以上、その後もインターネットを用いた訴訟活動を求めても、過大な負担にはならない。また、一旦、インターネットを用いた申立て等の訴訟活動を行った当事者、訴訟代理人が、その後、紙媒体で訴訟資料を提出することを許容すると紙媒体の訴訟資料と電子情報の訴訟資料が混在することになり妥当でないからである

3 (注3)第一段に賛成する。ただし、訴状審査権に類する審査権は、裁判官が主体となるべきである。

(注3)第二段については、甲案及び乙案において、訴訟代理人から訴状が書面等によって提出されたときは、当事者本人から訴状が書面等によって提出されたときと同様に一旦受付をした上で、インターネットを用いてする申立て等による補正の機会を与えるものとする考え方に賛成する。

(注3)第三段に賛成する。

(理由)

(1) 例外として書面による訴状の提出が認められるかは、方式の遵守の有無の問題であるが、裁判を受ける権利の行使の可否に係わるものであるから、厳格に審査されるべきであり、裁判官が主体になるべきである。

(2) 訴状が書面等によって提出されたときにできるだけその効力を認める手続きとすべきである。

(3) 書面で提出された答弁書が不適とされた場合、欠席判決となるおそれがあることを考慮すると、訴状の場合と同様に厳格に審査されるべきである。

4 (注4)前段に賛成する。

(注4) 後段に賛成する。

(理由)

(1) 訴状が書面等によって提出されたときにできるだけその効力を認める手続きとすべきである(前段)。

(2) 裁判所のシステムの故障によりオンライン提出ができず、しかも書面等を郵送、持参したのでは時効期間を経過してしまうという事態は生じうる(後段)。

5 (注5) に賛成する。

(理由)

甲案及び乙案に記載の訴訟代理人について、法令上の訴訟代理人を含むかどうかについてはさらなる検討が必要である。

2 インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードすることができる電磁的記録に係るファイル形式

【意見】

1 (1)について賛成する。

(理由)

インターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードした電磁的記録については、裁判所と相手方当事者が審理のために解読することができるものであることが必要だからである。

2 (2) に賛成する。

(理由)

例えば、Word などのワープロソフトで作成されたデータを PDF にしてインターネットを用いて裁判所のシステムにアップロードした場合は、Word のデータを受領できたほうが、それを利用して主張整理表、書面作成などをすることができ、裁判所、相手方当事者にとって利便性が高まるので、これを認めるべきである。

3 (注1)の考え方について賛成する。ただし、提出を求めることができる電子データを、音声情報に限定せず、障がい者の訴訟追行に有益と認められる情報を有する電子データとすべきである。

(理由)

障がい者の裁判を受ける権利を充実させるために可能なことは、できる限りできるように制度化すべきである。

4 (注2) に賛成する。

(理由)

容量の大きなデータは、裁判所のシステムに負担がかかるので、容量を制約する必要が

あるが、他方で、その制約は訴訟活動への不当な制約になってはならないので検討の必要がある。

また、解読方法が標準化されていないもので証拠が提出された場合、それをどのように解読し、審理することができるようにするかは、なお、検討が必要である。

3 訴訟記録の電子化

【意見】

1 (1) に賛成する。

(理由)

訴訟記録は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものによるものとすることによって、裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者本人及び訴訟代理人の双方が、随時かつ容易に、訴状、答弁書その他の準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスできる e 事件管理 (e-Case Management) が実現されるからである。

2 (2)アに賛成するが、イの書面の保管期間は、ファイルに記録された直後の期日が経過するまでの間又は記録した旨の通知の日から一定期間のいずれか遅い方とすべきである。

(理由)

裁判所が、書面で提出された訴状及び準備書面並びに証拠となるべきものの写しについて、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにすれば、当事者が書面で訴訟資料を提出した場合でも、e 事件管理 (e-Case Management) が実現できるからである。

ただし、当事者が、書面で提出された訴訟資料が正確に裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたかを確認する時間的余裕を与えるため、ファイルに記録された直後の期日が経過するまでの間又は記録した旨の通知の日から一定期間のいずれか遅い方とすべきである。

3 (注 1) に賛成する。

(理由)

当事者に認められるべき当然の権利である。

4 (注 2) に反対する。

(理由)

オンライン申立てに誘導するために、(注 2) の扱いの逆に電子情報で提出した場合に訴え提起手数料を減額すべきである。

第2 訴えの提起、準備書面の提出

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

訴状、答弁書、準備書面等の裁判書類及び証拠を電子情報でオンライン提出するe提出(e-Filing)を実現することにより、紙媒体の書面、証拠を準備し、持参または郵送する費用、時間、労力を削減できるからである。

2 (注1)に賛成する。

(理由)

訴状、準備書面の提出が、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子訴状及び電子準備書面を記録する方法になることによって、書面への代理人の職印の押印が無くなるので、本人確認に関する規律を引き続き検討する必要がある。

3 (注2)のデポジットの納付を義務付ける規律に反対する。

訴え提起手数料を納付すべきであるのに一定期間を経過しても一切納付されない場合に、納付命令を経ることなく命令により訴状を却下し、この命令に即時抗告を認めない考え方は、引き続き慎重に検討すべきである。

(理由)

デポジットの納付を義務付ける規律は、貧困その他の理由により真に訴訟救助を必要とする者の訴え提起を萎縮させ、国民の裁判を受ける権利の不合理な制約となるので賛成できない。

濫用的訴え提起か否かを問わず、一定期間手数料を納付しない訴え提起に対し裁判所に納付命令を経ずに訴状却下命令権限を付与するとの考え方は、そもそも濫用的訴え提起の防止という目的に対する合理的な規律といえるか、さらに検討の必要がある。

第3 送達

1 システム送達

【意見】

1 (1)(2)に賛成する。

(理由)

電子情報で提出された訴訟資料をシステム送達ができるようにすることによって、書面の訴状等を郵送等により送達する現在の送達方法よりも利便性を大きく高めることができるからである。

2 (3)に賛成する。

(理由)

当事者が電子書類の閲覧又は複製をしたときは、その内容を認識できるのであるから送達の効果をもって良い。

3 (4)に賛成する。

ただし、送達効果が受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が将来の送達を予見できないようなものについては、「みなし送達」の対象とすべきではない。また、(注3)の送達を受けるべき者がその責めに帰すべき事由以外の事由により通知を受領することができず、又は送達すべき電子書類の閲覧又は複製をすることができなかったときの取扱いについて引き続き検討される必要がある。

(理由)

(4)は、通知アドレスの届出をした当事者等が(2)の通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧又は複製をしないときは、その日が経過した時にその電子書類の閲覧をしたものとみなすという「みなし送達」を定めるものである。このような「みなし送達」の制度を設けなければ、当事者等が通知を受けても、閲覧をしなければ送達の効力が生じないという不合理な結果になることから「みなし送達」の制度は必要である。

しかし、電子メールの信頼性には限界があることを考慮するならば、訴状、決定などその法的効果が受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が将来の送達を予見できないようなものは、「みなし送達」の対象とするのではなく、システム送達による送達が完了しない場合には、従来どおりの書面による送達を行うべきである。

また、電子メールの不確実性から、当事者等が通知を認識できないこと、また不可抗力の事情により、電子書類の閲覧又は複製をすることができないこともあり得ることから、(注3)のとおり、そのような場合の救済策が引き続き検討される必要がある。

4 (注1)の考え方に賛成する。

(理由)

法で定めるよりも実務の運用に委ねたほうが柔軟な対応ができる。

5 (注2)については、いずれも裁判所が出力を行ったうえで送達する考え方に賛成する。

(理由) 送達する書類と電子書類の同一性を裁判所が確認し易いようにする必要があると考えられるからである。

6 (注4)の当事者本人及びその訴訟代理人の双方が通知アドレスの届出をしている場合など、通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、当事者等がその一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、

当該届出のあった者以外の当事者等について、システム送達の名宛人とししないものとする考え方に賛成する。

(理由)

一方当事者のうち複数の者が通知アドレスを届け出ている場合、原則としてそのうちの誰かが事件管理システムに記録された電子書類にアクセスして閲覧した時点で送達の効力が生じるものとするべきである。

しかし、その複数の者が、例えば、本人と訴訟代理人で、訴訟代理人の想定しないかたちで、本人が事件管理システムに記録された電子書類にアクセスして閲覧してしまったため、結果的に不変期間等の関係で予想外の不利益が生じてしまう可能性もある。

そこで、通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、当事者等がその一部を送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、当該届出のあった者以外の当事者等について、システム送達の名宛人とししないものとするが必要とされる。

2 公示送達

【意見】

(1)(2)に賛成する。

ただし、インターネットを用いた公示送達制度が実現されても、誰もが、インターネットを利用して、公示送達を知りうる状況が整っていないときは、従来の掲示による公示送達を併存させるべきである。

また、最高裁判所規則の制定により公示送達の内容を定めるにあたっては、当事者等のプライバシー保護に十分に配慮すべきである。

(理由)

現在の裁判所に掲示する公示送達による周知は非常に限定的なので、インターネットを用いた公示送達制度を実現し、より周知されるようにすべきである。

もっとも、現状、誰もがインターネットを利用することができる状況にはないので、当分の間、従来の掲示による公示送達を併存させる必要がある。

また、最高裁判所規則の制定により公示送達の内容を定めるにあたっては、インターネットを用いた公示送達制度が実現すると周知力が上がる、当事者等のプライバシー保護に十分に配慮すべきである

第4 送付

1 当事者の相手方に対する直接の送付

【意見】

賛成する。

なお、通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、事件管理システムを利用して提出された電子書類を裁判所が当該電子書類の出力、印刷を行った上でこれを送付すべきである。

事件管理システムを利用しない方法により提出された書面も、また同様の方法で送付すべきである。

(理由)

事件管理システムを利用して書面の送付を行えるようにすることで、書面の送付に関する利便性が大きく高まる。

2 裁判所の当事者等に対する送付

【意見】

1 賛成する。

(理由)

当事者の相手方に対する直接の送付と同じ理由による。

2 (注) については裁判所が送付するという考え方に賛成する。

(理由)

通知アドレスの届出をしていない相手方に対する書類の送付については、電子書類を出力・印刷して送付するほかにないが、電子書類とこれを印刷したものの同一性を担保するために事件管理システムを利用して提出された電子書類を裁判所が当該電子書類の出力、印刷を行ったうえでこれを送付すべきである。

3 相手方が在廷していない口頭弁論において主張することができる事実

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

事件管理システムを利用した電子書面の送付を認める以上、これに伴って事件管理システムに記録された電子書面に記載された事実は主張できるものとされるべきである。

2 (注) について、基本的に賛成する。ただし、「一定の期間」は十分な期間が確保されるべきである。

また、電子メールの不確実性から、当事者等が通知を認識できないこと、また不可抗力により、電子書類の閲覧又は複製をすることができないこともあり得ることから、そのような場合の救済策が検討される必要がある。

(理由)

(注) は、「みなし送達」に類した制度であり、その必要性は「みなし送達」と同様であ

るが、手続保障の観点から「一定の期間」は十分な期間が確保されるべきである。また、電子メールの不確実性から、当事者等が通知を認識できないこと、また不可抗力の事情により、電子書類の閲覧又は複製をすることができないことがあり得ることから、そのような場合の救済策が必要であり、これを検討すべきである。

第5 口頭弁論

1 ウェブ会議を用いて行う口頭弁論の期日における手続

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

これにより e-Court が実現されることになり、当事者、訴訟代理人の裁判へのアクセスを容易にし、出頭の負担を軽減させることができる。

ただし、当事者が裁判所に出頭することを希望したときは、その希望が不合理でない限り、これを認めることを明らかにすべきである。

2 (注)に賛成する。

(理由)

口頭弁論への出頭者の本人確認は当然に必要であり、ウェブ会議については、対面の口頭弁論と異なり、出頭者がどこにいるのか、また、カメラに映らない箇所に出頭できない者はいないか等の確認も必要になる。そのため、本人確認等に関する規律のあり方を検討する必要がある。

2 無断での写真撮影等の禁止

【意見】

賛成する。

ただし、罰則は、放送その他の方法で映像又は音声を伝達する行為によって公開されたときに限るべきである。

(理由)

口頭弁論を映像、音声の送受信または音声の送受信を機器を用いて行うことにより、口頭弁論の映像の撮影、録画、音声の録音が比較的容易になる。そのため、プライバシー、営業秘密の保護の必要性から、口頭弁論の撮影、録音、録画、放送等について裁判長の許可を必要とする規制が必要になる。

また、罰則は、裁判公開原則との関係から謙抑的に考えられるべきであり、放送その他の方法で送受信された映像又は音声を伝達する行為によって公開され、プライバシー、営業の秘密が侵害される具体的危険が生じたときに限定すべきである。

3 口頭弁論の公開に関する規律の維持

【意見】

反対する。

インターネットを利用した裁判の公開に関する検討を開始すべきである。

(理由)

強い周知力を有するインターネットを利用した裁判の公開は、憲法第 82 条第 1 項の裁判公開原則の目的である裁判を国民の監視下におき、その公正の確保を図ることに適合し、国民の民事司法に対する信頼の向上、関心の増加が期待できる。他方、プライバシー、営業の秘密の保護への配慮等も必要であることから、これらの点を踏まえつつ、インターネットを利用した裁判の公開について検討を開始すべきである。

4 準備書面等の提出の促し

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

民事訴訟法第 162 条、民事訴訟規則第 79 条第 1 項を実効化するために必要である。

2 (注) は、提出期間に従った準備書面の提出がされなかった場合に説明義務を課する考えに賛成する。それ以外の提出命令を認める考え、申立てまたは職権で却下を認める考えには反対する。

(理由)

提出期間に従った提出ができなかった遅延理由は、訴訟進行上も説明をする必要があるから、これを説明する義務を課すことによって間接的に提出期間に従った提出がなされるようにすることが穏当である。また、命令、却下を認める制度を設けることによって、却って提出が期限に間に合わなかったことに正当な理由があるか否かの紛争を惹起することになり、訴訟が遷延化する危険がある。

第 6 新たな訴訟手続

【意見】

1 新たな訴訟手続の趣旨が、計画的かつ適正迅速な裁判の実現にあることから、これを検討するのであれば、これと併行してより計画的かつ適正迅速な裁判の実現に資する訴訟早期の一般的、包括的な情報・証拠の収集制度の拡充が実現されるべきである。

これを条件として当事者の自主性を尊重した乙案の「新たな訴訟手続」であれば検討に値すると考える。ただ、その検討に際しては、新たな訴訟手続は、手続を制限するため、適正な裁判の実現を妨げる危険があるとの懸念により丙案に賛成する意見も少なく

ないことから、そのような懸念に配慮した制度設計が求められる。

甲案には反対する。

(理由)

「新たな訴訟手続」は、手続を制限したうえで、計画的な審理を実施し、迅速な裁判を実現しようとするものである。

一定の紛争類型や、事前交渉をしていた紛争当事者間では、時間を要するフル装備の訴訟手続ではなく、手続を限定しても迅速に裁判所の判断が得られる制度についてのニーズがあると考えられている。

もっとも、「新たな訴訟手続」の利用に適した紛争は、手続を限定しても公正な審理が可能な争点、証拠方法が少ないものに限定されていると考えられるので、この制度を導入しても期待しうる影響は大きくない。

そして、新たな訴訟手続の趣旨は計画的かつ適正迅速な裁判の実現にあるのだから、これを検討するのであれば、まず、より計画的かつ適正迅速な裁判の実現に資する訴訟早期の一般的、包括的な情報・証拠の収集制度が検討されるべきである。

これを検討したうえであれば、これと別個に当事者の自主性を尊重した乙案の「新たな訴訟手続」であれば検討に値するといえる。

甲案については、証拠方法が限定されているうえに、第1回口頭弁論が終了すると、通常手続に移行することができない点で、過度に手続が簡略化されており、適正な裁判を害する危険が大きいので支持できない。

2 乙案を前提として(注1)のア、イ記載の事件を対象から除外する考え方に賛成する。

ただし、ア、イ記載の事件以外にも「新たな訴訟手続」に適さない事件はありと考えられ、これを検討すべきである。

(理由)

消費者と事業者間の民事上の紛争は、構造的に証拠が偏在しているため、消費者の立証活動が容易ではなく、手続を制限して迅速な裁判を実現しようとする「新たな訴訟手続」に性質上適さない。

個別労働関係紛争については、迅速な裁判を実現できる労働審判が広く利用されているので、「新たな訴訟手続」の対象とする必要は無い。

3 (注2)の考え方に反対する。

(理由)

甲案を前提としているため、支持できない。

4 (注3)の考え方に賛成する。

(理由)

当事者が希望するのであれば、これを認めることに問題はない。

5 (注4)の考え方に賛成する。

(理由)

乙案は当事者の自主性を尊重する制度設計であるが、審理期間についても、当事者の自主性が尊重されることが望ましい。

6 (注5)の訴訟代理人が選任されていることを必要的とする考え方に賛成する。

(理由)

「新たな訴訟手続」は、手続の制限、つまり、当事者の民事訴訟における手続保障の放棄という性質があるので、当事者が手続保障を放棄してよいかを十分判断できる訴訟代理人が選任されている場合に限定すべきである。

7 (注6)の考え方に反対する

(理由)

我が国の民事訴訟制度においては、情報・証拠の収集手続が十分整備されておらず、機能していないので、遅れて重要な証拠が発見されるということが十分ありうる。そのような場合、通常の手続への移行が必要になるので、これを認める必要がある。

第7 争点整理手続等

1 弁論準備手続

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

弁論準備手続を当事者双方が現実に出頭しなくても実施できるようにすれば当事者等の利便性が高まる。

2 (注)の考えに賛成する。

(理由)

法制上、弁論準備手続期日において調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果を顕出できることを明らかにすることは迅速な審理の実現に資する。

2 書面による準備手続

【意見】

1 (1)に賛成する。

(理由)

「当事者が遠隔地に居住しているとき」でなくとも、書面による準備手続による争点整

理を行うことが「相当と認めるとき」はあると考えられる。

2 (2)に賛成する。

(理由)

高等裁判所だけでなく、地方裁判所でも合議事件で受命裁判官が書面による準備手続を行うことができるようにすることが合理的である。

3 (3)に賛成する。

(理由)

文言が整理され有益である。

4 (4)は乙案に賛成する。

(理由)

書面による準備手続で電話会議等により協議ができることを法律上、明らかにすることは利便性に資する。

5 (5)に賛成する。

(理由)

書面による準備手続においても、釈明権の行使、訴訟指揮等に対する異議、要約書面の提出ができるようになり争点整理にとって有益である。

3 準備的口頭弁論

【意見】

賛成する。

(理由)

準備的口頭弁論について現行法の規律を変更する必要性は認められない。

4 争点整理手続の在り方

【意見】

1 乙案に賛成する。

(理由)

裁判手続等の IT 化が実現された状況においても、準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による弁論準備を紛争に応じて使い分けて争点整理をしていくことが有用と考えられる。

ただし、今後も争点整理手続の在り方については不断の検討が必要である。

2 (注)は、乙案を基礎としつつ、弁論準備手続に関する現行法の規律について必要な見直しを行うものとする考え方に賛成する。

(理由)

裁判手続等の IT 化が実現された状況で、どのような争点整理手続の在り方が、迅速か

つ適切な争点整理に資するののかについては、実際に運用されるようになった後も不断の検討が必要である。

5 進行協議

【意見】

(1)(2)のいずれにも賛成する。

(理由)

進行協議を当事者双方が現実に出頭せずに電話会議等で行うことができるとすれば利便性が高まる。

また、電話会議等で進行協議が行われ、協議の結果、訴えの取下げ、請求の放棄または認諾をすることになった場合、あらためて口頭弁論期日を設け、これらの訴訟行為をするよりも、その進行協議期日においてこれらの訴訟行為をすることができるとしたほうが手続上簡明である。

6 審尋

【意見】

賛成する。

(理由)

審尋を当事者双方が現実に出頭せず電話会議等で行うことができるとすれば利便性が高まる。

7 専門委員制度

【意見】

賛成する。

(理由)

専門委員が電話会議等で期日に参加し、説明することができるようになれば、事案に適した専門委員が遠方にいる場合にも、参加が容易になり、専門的知見を審理に反映させ充実させることができる。

第8 書証

1 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べの手続

【意見】

賛成する。

(理由)

現代社会では、さまざまな情報が電磁的記録で保管、使用されることが一般化している。その電磁的記録を紙に印刷した文書を証拠として提出する、または、これを記録媒体に複

製した準文書を証拠として提出するよりも、電磁的記録そのものを証拠としてコンピュータで閲読することにより証拠調べをすること直裁的である。電磁的記録についてそのような証拠調べができるように新たに電磁的記録を目的とする書証に準じた証拠調べの規律を設ける必要がある。

2 電磁的記録の書証に準じる証拠調べの申出としての提出

【意見】

1 本文に賛成する。

(理由)

電磁的記録については、原本そのものを証拠として提出することが困難な場合も考えられることから、情報に改変がなされていないことを条件として、これを電磁的方法で複製したものを証拠として提出することを認める必要がある。

2 (注)に賛成する。

(理由)

判例法理に則したかたちであれば原本に代えてその写しを提出ことが認められることを法律上、明らかにするものであって有益である。

3 インターネットを用いてする電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付

【意見】

1 (1)(2)に賛成する。

(理由)

電磁的記録の提出命令に基づく提出及び送付嘱託に基づく送付を、インターネットを利用して裁判所の事件管理システムにすることができることとすれば、提出、送付をする者の利便性を高めることができる。

2 (注)に賛成する。

(理由)

裁判所の事件管理システムにアップロードできない電磁的記録の取扱いについては、さらなる検討を要する。

4 インターネットを用いてする証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出

【意見】

賛成する。

(理由)

証拠となるべきものの事前の準備としての写しの提出を、インターネットを用いて裁判所の事件管理システムにアップロードすることによってできるようにすることで、文書等

の証拠について e-Filing, e-Case Management を実現することができる。

第9 証人尋問等

1 証人尋問等

【意見】

1 (1)に賛成する。

(理由)

証人尋問については、裁判所は証言内容のみならず、証言を行う証人の表情や声、動作、態度等を総合的に考慮したうえで心証形成をするものであるため、直接主義の要請が特に強い。そのため、ウェブ会議の方法で証人尋問を行うことができる場合は中間試案のとおり限定すべきである。

2 (2)に賛成する。

ただし、証人がいる場所が、証言内容に関するプライバシー等を保護できる場所であることも規定すべきである。

また、裁判官の訴訟指揮権や法廷警察権等の実効性が確保できるようにするための規律が必要である

(理由)

ウェブ会議の方法で証人尋問を行うときは、証人がいる場所が、当事者等が証人へ不当な影響を与えない場所であることが必要である。

また、法廷と同レベルで証言内容に関するプライバシー等を保護できる場所であることも必要であると考ええる。

証人がいる場所にも、裁判官の訴訟指揮権や法廷警察権等が及ぶべきであるから、その実効性が確保できるための規律が必要である。

3 (3)に賛成する。

(理由)

ウェブ会議の方法での当事者尋問にも証人尋問と同様の規律が必要である。

4 (注)については、電子データの形式による宣誓書を作成するようにすべきである。

(理由)

宣誓書の作成自体を不要とすることは適当ではなく、電子データの宣誓書を作成することとするのが合理的であると考ええる。

2 通訳人

【意見】

通訳人については、ウェブ会議の方法による参加は許容できるが、電話会議の方法によ

る参加は認めるべきではない。

(理由)

通訳人が通訳を行う際には、音声だけではなく、発話者の口の動きから発話内容を読み取ったり、表情等を見て通訳を理解しているかどうかを確認することにもなされているが、電話会議の方法では、これらのことができないので、通訳人の参加はウェブ会議の方法に限るべきである。

3 参考人等の審尋

【意見】

賛成する。

(理由)

証拠調べとしての審尋で参考人等がウェブ会議で出頭することができるようになり利便性が高まる。

第 10 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

【意見】

1 (1)に賛成する。

(理由)

鑑定人の意見陳述は、その意見内容が重要であって、これを述べる鑑定人の態度、表情等を証人のように直接観察することは重要であることは少ないと考えられるので、遠隔地に居住しているか否かを問わず、ウェブ会議ですることが許容できる。そうすれば、鑑定人の出頭が容易になり、迅速な審理に資する。

2 (2)に賛成する。

(理由)

鑑定書をインターネットを用いて提出することができれば鑑定人にとって便宜である。

3 (注)の規則第 133 条に基づく鑑定人の発問等について電話会議等ですることができるとすることに賛成する。また、鑑定人の宣誓書の裁判所への提出を、インターネットを用いてできるとする考え方に賛成する。

(理由)

鑑定人のウェブ会議での出頭を認める以上、規則第 133 条に基づく鑑定人の発問等についてウェブ会議、電話会議ですることができるとを明らかにする必要がある。

また、鑑定人の宣誓書の裁判所への提出は、証人について述べたのと同様にインターネットを用いてできるとすることが合理的である。

2 検証

【意見】

賛成する。

(理由)

検証については、検証の目的物を嗅覚、触覚で認識することは必要でなく、視覚、聴覚で認識すれば足りる場合が少なくないと考えられるので、ウェブ会議等による検証を許容することができる。もっとも、ウェブ会議等による検証は、直接、検証物を認識する検証との違いがあることは間違いないので、当事者がより正確な検証のために裁判官が直接検証物を認識することを希望したときはその希望を尊重する必要がある。そのため、ウェブ会議による検証は「相当と認めるとき」で「当事者に異議がないとき」に限定するのが妥当である。

3 裁判所外における証拠調べ

【意見】

1 (1)について賛成する。

(理由)

裁判所外における証拠調べについてウェブ会議等により当事者の一方または双方が手続に参加できるようになるので当事者にとって利便性が向上し、迅速な手続が実現できる。

2 (2)について賛成する。

(理由)

所謂「ハイブリット方式」であるが、これによると合議体の一部は、直接、証拠方法を認識でき、また、残りの合議体も、ウェブ会議によってではあるが、証拠調べ手続に関与することができる。そのため、受命裁判官のみによって裁判所外において証拠調べをするよりも直接主義の要請に適合した手続といえるからである。

3 (注)については口頭弁論の期日における証拠調べとする考え方に賛成する

(理由)

口頭弁論の期日における証拠調べと位置づけることによって公開原則が及ぶとした方が公正な裁判の実現に資する。

第11 訴訟の終了

1 判決

【意見】

(1) (2) のいずれにも賛成する。

裁判手続等の IT 化に伴って判決書も電磁的記録にすることが合理的であり、これを改変で

きない状態にする必要がある。

また、システム送達が可能な場合は、判決書もシステム送達をすべきである。

2 和解

【意見】

1 (1)に賛成する。

(理由)

和解についても当事者双方が現実に出頭せず電話会議等のできるようにすることが利便性の向上に資する。

2 (2)に賛成する。

(理由)

民事訴訟規則第163条第2項の求める「当事者の真意の確認」ができていれば、一方当事者が出頭しない和解を認めても弊害は無いと考えられる。

3 (3)の新たな和解に代わる決定については乙案に賛成する。

(理由)

新たな和解に代わる決定は、「実務の運用として、和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りがみられたが、和解の合意が成立するまでには至らない場面や、当事者間の意見の相違はわずかであるにもかかわらず、それまでの経緯等に照らし、そもそも相手方との関係では自ら積極的に和解をしたくはないが、受訴裁判所が一定の結論（場合によってはその結論に至った理由を含む。）を示すのであれば、それに従ってもよいと考える場面などにおいて、自庁調停にその事件を付した上で、民事調停法第17条の調停に代わる決定（以下「17条決定」という。）をする紛争解決がされている。このような実務運用が一種の便法であることから、これを手続の規律として設けることを検討する」ことが提案理由として挙げられている。

しかし、これらの場合に新たな和解に代わる決定により紛争を解決する必要性、正当性があるのかは明らかではない。そのため、甲案には賛成できない。

4 (注1)の考え方に賛成する。

(理由)

和解または請求の放棄若しくは認諾を記録した調書は、訴訟の終了を証し、債務名義となるものであるから職権で送達されることが望ましい。

5 (注2)の考え方に賛成する。

(理由)

和解手続への利害関係人の参加について規律が設けられるべきである。

6 (注3)の考え方に賛成する。

(理由)

民事訴訟規則第 163 条第 2 項の求める「当事者の真意の確認」ができていれば、双方当事者が出頭しない和解を認めても弊害は無いと考えられる。

7 (注 4) の考え方を検討することには反対しない。

(理由)

「当事者に異議が無い」「当事者が同意している」場合に和解に代わる決定が必要とされるか、機能するか検討は必要である。

8 (注 5) の考え方に賛成する。

(理由)

新たな和解に代わる決定がどのような事件について必要とされ、機能するかを検討する必要はある。

第 12 訴訟記録の閲覧等

1 裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等

【意見】

1 (1)(2)について賛成する。

(理由)

現行法下の裁判所における訴訟記録の閲覧、複製等を訴訟記録が電磁的記録になったときに置き換えたものであると理解される。

2 (3)について賛成する。

(理由)

必要なやむを得ない制限といえる。

3 (注 1) の訴訟記録の複製の具体的な方法として、記録媒体に記録する方法によることの他にどのような方法があるかについて、引き続き検討することに賛成する。

訴訟記録を出力した書面を裁判所において入手することができるようにする考え方に賛成する。

(理由)

訴訟記録の複製の具体的な方法として、記録媒体に記録する方法によることの他にどのような方法があるかについて、複製を求める者の利便性を高める観点から検討されるべきである。

訴訟記録の複写を求めた者が、記録媒体に記録するかたちで複写をしてもらっても、その内容である訴訟記録をパソコン等で閲覧することが難しいこともありうるので、訴訟記録を出力した書面を入手できるようにする必要性がある。

4 (注2)について引き続き検討することには反対しない。

(理由)

補助参加の申出を濫用した訴訟記録の閲覧等とは、具体的にどのような態様で行いうるのか、また、これを防ぐ規律を設ける立法事実があるのかについて検討されるべきである。

5 (注3)の考え方は、いずれも引き続き具体的な制限の在り方を検討すべきである。

(理由)

(注3)の考え方は、いずれも制限の目的は正当であるから、具体的にどのような制限が妥当かを検討すべきである。

6 (注4)について引き続き検討することに賛成する。

(理由)

当事者の訴訟準備等の手続保障、第三者との関係では公開裁判の原則との関係で、できるだけ閲覧等の請求をしやすいうようにするための検討がなされるべきである。

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧及び複製

【意見】

1 (1)(2)について賛成する。

(理由)

当事者及び利害関係を疎明した第三者については、裁判所外の端末で訴訟記録の閲覧、複製の請求ができるとしても弊害は考えにくく、また、当事者及び利害関係を疎明した第三者は裁判所に行かずに閲覧、複製ができ利便性が高まる。

2 (3)について乙案に賛成する。

(理由)

利害関係を疎明していない第三者による裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧は、裁判所職員の立会いが無いので、訴訟記録にプロテクトをしても、これを解除してスクリーンショット等の方法で複写する危険があるので認めるべきでは無い。これを認めなくても利害関係を疎明していない第三者は、裁判所の端末による訴訟記録の閲覧はできるのであるから特段の不都合は無いはずである。

3 (4)について訴訟記録の保存または裁判所の執務に支障があるときは、訴訟記録の閲覧、複製の請求ができないとすることに賛成する。

訴訟の完結した日から一定の期間が経過したときに訴訟記録の閲覧、複製の請求ができないとすることには「一定の期間」を慎重に検討することを条件として賛成する。

(理由)

前者は、訴訟記録の閲覧、複製の請求の濫用を防止するための当然の制限といえる。後者は、訴訟記録が電磁的記録となることによって長期の保存、管理が容易になったこと

を踏まえて「一定の期間」を慎重に検討することを条件とすれば、訴訟記録を無期限で保存、管理するとする 것도 適當ではないので賛成できる。

4 (注) について引き続き検討することに賛成する。

(理由)

訴訟記録が電磁的記録となることによって長期の保存、管理が容易になったこと、訴訟記録、特に判決には公共的価値があることを踏まえて保存期間に関する規律の在り方について検討がされるべきである。

3 インターネットを用いてする訴訟記録の閲覧等の請求

【意見】

1 賛成するが、並行して書面の郵送による請求も認めるべきである。

(理由)

インターネットを用いて訴訟記録の閲覧等の請求ができれば請求者にとって便宜であるからこれを認めるべきである。ただし、インターネットを用いることができない者も想定されるので、並行して書面の郵送による請求も認めるべきである。

2 (注) に賛成する。

(理由)

裁判所外の端末からの閲覧、複製請求が認められることになるので、その際に本人確認をどのように行うかの検討が必要である。

4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

【意見】

1 本文に賛成する。ただし、秘密保持命令制度を設けるべきである。

(理由)

民事訴訟法第 92 条第 1 項の決定を実効化するために必要である。これをより実効化するために秘密保持制度を設けることが検討されるべきである。

2 (注 1) に賛成する。

(理由)

民事訴訟法第 91 条第 1 項の申立てをした当事者が秘密とすべき箇所の特定をすることが手続上簡明である。

3 (注 2) に賛成する。ただし、当事者の武器対等を害しないことへの配慮が必要である。

(理由)

DV 事件における被害者の住所のような相手方当事者に閲覧させることが適當でないものがあることから、特定の情報について相手方当事者に閲覧させない規律が必要である。

第 13 土地管轄

【意見】

賛成する。

(理由)

裁判手続等の IT 化が実現されても、尋問など直接主義の要請の強い訴訟手続については、法廷で実施される必要がある。このことを考慮すると訴訟当事者、紛争に関係する者が出頭しやすい場所にある裁判所に土地管轄が認められるべきであり、被告住所地、不法行為地などを基準とする現行の土地管轄は変更をすべきではない。

第 14 上訴、再審、手形・小切手訴訟

【意見】

賛成する。

(理由)

第 1 審の地方裁判所の訴訟手続を IT 化するのであれば、これの上訴、再審の訴訟手続も IT 化することが合理的である。

手形・小切手訴訟の手続も IT 化して利便性を高めることは有用である。

第 15 簡易裁判所の手続

【意見】

賛成する。

(理由)

簡易裁判所の訴訟手続を IT 化することにより利便性を高めることができる。
また、簡易裁判所の控訴審となる地方裁判所の訴訟手続が IT 化されるのであるから、簡易裁判所の訴訟手続も IT 化するのが合理的である。

第 16 手数料の電子納付

1 インターネットを用いてする申立てがされた場合における手数料等の電子納付への一本化

【意見】

本文、(注) のいずれにも賛成する。

(理由)

手数料等をペイジーによる電子納付にすることは、裁判所の事務処理を簡便にし、当事

者からみても振込手数料が原則不要でインターネットバンキング、銀行の ATM を利用できるのでさまざまな振込方法が選択できるなど利便性が高い。

このことは、それ以外の訴訟に関する手数料についても同様である。

2 郵便費用の手数料への一本化

【意見】

1 本文に賛成する。

もっとも、一本化にあたっては手数料の大幅な低額化を実現すべきである。

(理由)

郵便費用の手数料への一本化は、裁判所の事務手続も、申立てを行う者の手間も簡略化するものなので、実現されるべきである。

ただ、現在のような請求額等に応じて手数料が高額化するという仕組みには、請求額によって審理の難易、裁判所の手続負担が大きく異なるわけではないので、合理性があるとは考えられず、また、新受件数が低迷している現状からすれば、一本化にあたっては手数料の大幅な低額化が実現されるべきである。

2 (注)に賛成する。

(理由)

オンライン申立てにインセンティブを与えるため、書面による申立ての手数料よりもオンライン申立ての手数料は低額に設定すべきである。

3 書面による申立てが許容される場合における手数料等の納付方法

【意見】

賛成する。

(理由)

手数料等をペイジーによる電子納付にすることの利便性は、オンライン申立てであっても、書面による申立てであっても違いは無い。

4 民事裁判手続の IT 化に伴う訴訟費用の範囲の整理等

【意見】

1 (1) (2) についていずれも乙案に賛成する。

(理由)

裁判手続等の IT 化が実現しても、これらを変更する必要性を認めない。

2 (3) について裁判所書記官の権限とすることに賛成する。

(理由)

オンラインによる納付等になるのであれば、事務処理は容易になるので裁判所書記官の権限としても過大な負担にはならず、便宜である。

3 (注) について賛成する。

(理由)

訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てについて期限を設ける必要があるが、それをどの程度の期限とすべきかは引き続き検討の必要がある。

第 17 IT 化に伴う書記官事務の見直し

【意見】

1 賛成する。特に、期日調書の在り方を検討すべきである。

(理由)

期日調書は裁判所書記官によって作成されるが、近時、裁判所書記官による期日の全件立会がなされなくなっているため調書の内容に異議を申し出ても、裁判所書記官が十分に訂正をなし得ないことすら生じている。そのため、期日調書の作成のあり方の検討が必要である。

2 (注) のうち、法第 79 条第 2 項及び第 3 項の担保取消しを裁判所書記官の権限とする考え方に賛成する。そして、同条第 1 項の担保取消しを裁判所書記官の権限とする考え方に反対する。

(理由)

民事訴訟法第 79 条第 1 項は、担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所が担保取消しの決定をすると定めている。担保の事由が消滅したかどうかは、実体法上の債権の存否に関わるものであり、実体判断を伴うものであって、裁判所書記官が判断するのは相当ではない。

これに対し、民事訴訟法第 79 条第 2 項及び同 3 項の担保取消しは、同意の有無、権利行使催告といった形式的判断にとどまるので、裁判所書記官の権限として差し支えない。

3 訴状の補正命令及び却下の一部を裁判所書記官の権限とする考え方に反対する。

(理由)

実務上、訴状審査は、当事者・法定代理人・請求の趣旨・請求の原因の記載の有無や明白な誤記のみならず、欠席判決ができる程度までの記載を求める観点でなされており、実質判断に踏み込んで行われている。裁判長の指揮下で裁判所書記官が補正の促しをするにとどまらず、自ら補正命令や却下をなし得るとするのは、裁判所書記官の本来的権限を逸脱している。

4 調書の更正に関する規律を創設し、これを裁判所書記官の権限とする考え方に賛成する。ただし、和解調書、請求の放棄認諾調書、調書判決など訴訟物に影響する調書の更正は、裁判所書記官の権限外とすべきである。

(理由)

現行法上、明白な誤謬がある場合に更正調書を作成することに明文の根拠がないので、実態に合わせて裁判所書記官の権限とすることは合理的である。

ただし、和解調書、請求の放棄認諾調書、調書判決など訴訟物に影響する調書の更正は、実体判断を伴うことが少なくないから、裁判官が行うものとすべきである。

第18 障がい者に対する手続上の配慮

【意見】

民事裁判手続のIT化に伴い、障がい者に対する手続上の配慮に関する規定を設けることについて引き続き検討することに賛成する。

（理由）

障害者権利条約第13条第1項は、締約国が「障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する」義務を負うことを確認し、また、当該条約の規定を受けた障害者基本法第29条は、国又は地方公共団体は、障害者が裁判所における手続の当事者その他の関係人となった場合に、「その権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮」すべき義務を明記している。

したがって、裁判手続等のIT化を進めるにあたっては、当該仕組みによって、障害のある訴訟関係者が「司法手続を利用する効果的な機会」を得られるか、「意思疎通の手段を確保」できるかという観点からの検討も加えられなければならない。

そして、ITにより障害者の民事訴訟手続への参加の利便性、実効性を高めることができるのであれば、積極的にこれを制度上可能にしていくべきである。

具体的に以下のことを検討すべきと考える。

- ・聴覚障害のある者による電話リレーサービスや手話通訳の利用を念頭に置いた方策を検討すべきである。
- ・会話や筆談が困難でひらがなが理解できない発達障害や失語症の者のコミュニケーションを支援するITアプリが入ったタブレットなどを利用して、尋問を行える方策を検討すべきである。
- ・自宅やその周辺から移動することが困難な身体障害のある者や精神障害のある者が、自宅やその周辺の場所で裁判手続に参加できるような仕組みを検討すべきである。
- ・その他、システムの設計・運営及び各期日の実施に当たっては、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」及び「JIS S 0042：2010 高齢者・障害者配慮設計指針－アクセシブルミーティング」が参考にされるべきである。

- ・ 障害のある傍聴人の傍聴の機会を実質的に保障するため、傍聴人に対し、上記のような I T 機器の使用を認めることを検討すべきである。